

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち衆議院継続1件）、衆議院商工委員会提出1件の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、昨今の景気低迷により、中小企業の資金繰りがきわめて悪化していることに加え、金融機関によるいわゆる貸し渋りという事態が深刻になっていることから、大変厳しい状況に置かれている中小企業に対する資金融通の円滑化を図るため、本年8月28日に閣議決定された、信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充等を柱とする「中小企業等貸し渋り対策大綱」を踏まえて提出されたものである。その主な内容は、物的担保を必要としない無担保保険については、現行3,500万円の付保限度額を5,000万円に、無担保・無保証人による特別小口保険については、現行750万円の付保限度額を1,000万円にそれぞれ引き上げようとするものである。委員会においては、当委員会の審査前に改正内容を広報したことに関する問題、貸し渋り解消への効果、保証要件の緩和等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、衆議院商工委員会提出によるもので、相次ぐ貸し渋り対策にも関わらず、金融機関の貸出姿勢に対する中小企業者の不安が依然として払拭されていないことに加えて、今後、金融機関の破たんに伴う中小企業者への事業資金の供給について、重大な支障の発生が懸念されているため、倒産関連中小企業者として、金融機関の実施している金融取引の調整により借入れの減少が生じている中小企業者及び破たん金融機関との金融取引について借入れ等が生じている中小企業者を追加し、後者については、普通保険の限度額の別枠を現行2億円から臨時に3億円とするとともに、普通保険、無担保保険、特別小口保険に係る中小企業信用保険公庫の再保険率を現行の80%から臨時に90%に引き上げようとするものである。委員会においては衆議院商工委員長代理より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、第142回国会において衆議院で継続審査となっていたもので、同国会の5月22日の参議院本会議において承認された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約に対応し、営業上の不正の利益を得るため、外国公務員等に対して、金銭その他の利益を供与することを禁止する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、実効性を高めるための各国への働きかけ、本法律案と刑法の贈賄との関係、従来の商慣習と企業倫理の在り方等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案は、平成9年9月にノルウェーのオスロで開催された対人地雷禁止条約の交渉のための国際会議において採択された対人

地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約について、我が国は同年12月に署名を行っており、その条約の適確な実施を確保するため、条約で認められた目的のために所持する場合を除き、対人地雷の所持を禁止し、対人地雷を所持しようとする者に、通商産業大臣の許可を受ける義務を課すとともに、対人地雷の廃棄又は引き渡しをする者に必要事項の届出をする義務を課する。また、所持の許可を受けた者等に国際連合事務総長の指定する者が行う検査の受入れを義務付ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、小淵内閣総理大臣の出席を求め、在日米軍に対する本法の適用関係、対人地雷の廃棄方法の在り方等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

9月17日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、ベンチャー企業支援策、物流の情報化、PFI法案、中小企業の貸し渋り対策、環境・エネルギー対策の基本目標、原子力発電所の立地対策、PRTTR推進の課題、景気対策、新産業育成策、経済見通し、不況の原因、消費税率5%の引き下げ、経済状況の判断体制の整備、我が国経済の潜在成長率、温暖化ガス削減の国内対策等の質疑が行われた。

9月24日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、通商産業大臣からASEAN諸国経済の現状と展望について報告を聴取するとともに、ベンチャー企業支援策、日本商工会議所の組織率の低下、COP3後のCO₂等排出削減目標、長期エネルギー需給見通し策定の在り方、ダイオキシン問題、女性起業家に対する支援策、太陽光発電の施策状況、景気対策としての住宅政策、今後の経済運営の在り方、CO₂削減目標における森林吸収分の算定方法、少子・高齢化社会におけるマクロ経済政策等の質疑が行われた。

10月15日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、石油公団問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 不正競争防止法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第105号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年9月17日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 不正競争防止法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第105号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（第142回国会閣法第105号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき

反対会派 なし

- 景気対策に関する件、中小企業対策に関する件、経済構造改革に関する件、エネルギー政策に関する件等について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月24日（木）（第4回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- ASEAN諸国経済の現状と展望に関する件について与謝野通商産業大臣から報告を聴いた。
- 中小企業対策に関する件、温室効果ガス排出削減に関する件、ダイオキシン汚染対策に関する件、エネルギー政策に関する件、景気対策に関する件等について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、政府委員、厚生省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月29日（火）（第5回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、政府委員及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。
- 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年9月30日（水）（第6回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）を可決した。
（閣法第3号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。
- 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について小淵内閣総理大臣、与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第4号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき
反対会派 なし

○平成10年10月13日（火）（第7回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について衆議院商工委員長代理小此木八郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第17号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき
反対会派 なし
- 石油公団問題に関する調査報告について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年10月15日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 石油公団問題等に関する件について与謝野通商産業大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人石油公団総裁鎌田吉郎君及び同公団理事新欣樹君に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第9回）

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要 旨】

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、無担保保険及び特別小口保険の保険価額の上限を引き上げようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 無担保保険及び特別小口保険の保険価額の上限の引上げ

中小企業者の民間金融機関等からの借入資金に付する都道府県等信用保証協会の保証債務について行う無担保保険、特別小口保険の保険価額の上限（保険限度額）をそれぞれ3,500万円から5,000万円、750万円から1,000万円に引き上げる。

2 個別法に基づく保険価額上限の特例措置の改定

1の措置に伴い、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法等で中小企業信用保険法の特例として2倍の上限額が設けられている無担保保険、特別小口保険の保険価額等の上限の引上げを行う。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 各信用保証協会への財政基盤の強化に万全の支援策を講じ、必要かつ十分な信用枠を確保すること。

また、中小企業信用保険公庫に対しても、万全の予算措置を講じ、今後も一層必要かつ十分な出資を行うこと。

2 担保力に乏しい小規模企業者等が、保証をより受け入れやすくなるよう無担保保証における第三者保証徴求の弾力化などの制度改善を図るとともに、特別小口保証制度の改善について今後も引き続き十分検討すること。

3 貸し渋り対策の迅速かつ効果的な推進が図られるよう、関係諸機関の協力と連携を強化していくとともに、公正、円滑な保証業務が確保されるよう保証基準や審査マニュアルの策定について適宜、適切に指導を行うこと。

右決議する。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するため、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷をいう。

2 製造の禁止

何人も対人地雷を製造してはならない。

3 所持等の規制

(1) 所持の禁止

対人地雷の所持を禁止する。ただし、許可所持者が許可に係るものを所持するとき、承認輸入者が許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき、廃棄等義務者が廃棄又は引き渡すまでの間所持するとき及び運搬を委託された者が運搬のため所持するとき等の場合は除く。

(2) 所持の許可

対人地雷を所持しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その際、通商産業大臣は、対人地雷が条約で認められた目的のために所持することが確実であること及びその他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないことのいずれにも適合していると認める場合でなければ、許可をしてはならない。

(3) 輸入の承認

対人地雷を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法の承認を受けなければならない。

(4) 廃棄等の届出

廃棄等義務者が対人地雷を廃棄しようとするとき又は引き渡したときは、通商産業大臣に届け出なければならない。

(5) 所持の届出

許可所持者又は承認輸入者は、対人地雷を所持することとなったときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 国際連合事務総長の指定する者の検査等

国際連合事務総長が条約の定めにより指定する者は、外務大臣及び通商産業大臣それぞれの指定する職員の立会いの下に、対人地雷を取り扱う場所等へ立ち入り、帳簿等の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

5 立入検査

通商産業大臣は、職員をもって許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事業所に立ち入り、帳簿等の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

6 自衛隊についての特例

(1) 自衛隊が行う条約で認められた目的のための対人地雷の所持は、所持の承認を受け

たものとみなす。

(2) 国際連合事務総長の指定する者が自衛隊の施設に立入検査等を行う場合は、通商産業大臣の指定する職員に代わり防衛庁長官の指定する職員の立会いの下に行う。

7 罰則

対人地雷の製造の禁止に違反した者は、7年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する等の必要な規定を設ける。

8 附則

この法律は、条約が我が国で効力を生ずる日から施行する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（衆第17号）

【要 旨】

本法律案は、現下の厳しい金融状況にかんがみ、破綻した金融機関等の融資先である中小企業者の事業資金の融通を図るため、中小企業信用保険法の倒産関連保証に係る保険関係について、臨時措置として付保限度額及び保険のてん補率を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 倒産関連中小企業者の定義の追加

(1) 倒産関連中小企業者の定義に、金融機関が実施している金融取引の調整等により、借入れの減少等が生じているため、経営の安定に支障を生じている中小企業者を追加する。

(2) 倒産関連中小企業者の定義に、破綻金融機関との金融取引について、借入れの減少等が生じているため、経営の安定に支障を生じている中小企業者を追加する。

2 付保限度額及びてん補率の特例

当分の間、倒産関連保証に係る保険関係のうち、1の(2)に掲げる中小企業者に係るものについて、普通保険の付保限度額の別枠を臨時に2億円から3億円に引き上げるとともに、普通保険、無担保保険又は特別小口保険のてん補率を臨時に100分の90とする。

3 見直し

この法律による改正後の中小企業信用保険法の2の措置については、平成13年3月31日までの間に、必要な見直しが行われるべきものとする。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第105号）

【要 旨】

本法律案は、営業上の不正の利益を得るために、外国公務員等に対し利益を供与する行為等を禁止して、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の確実な実施を確保しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止

(1) 何人も、外国公務員等に対し、営業上の不正の利益を得るため、その職務に関する作為又は不作為あるいは他の外国公務員等に対する作為等のあっせんを目的として、利益の供与又は申込み若しくは約束をしてはならない。

(2) 外国公務員等の定義

① 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

- ② 外国の特別の法令に基づいて設立されたものの事務に従事する者
- ③ 外国の政府又は地方公共団体が過半の出資を行っており、かつ、その事業の遂行に当たり特に権益を付与されている事業者の事務に従事する者
- ④ 国際機関の公務に従事する者
- ⑤ 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関からの委任を受けた事務に従事する者

2 罰金額の引上げ

法人等に対する罰金の最高限度額を、1億円から3億円に引き上げる。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	衆	10. 9. 8	10. 9. 24	10. 9. 30 可決 附帯決議	10. 9. 30 可決	10. 9. 16 商工	10. 9. 18 可決 附帯決議	10. 9. 24 可決
4	対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案	〃	9. 24	9. 28 (予備)	9. 30 可決	9. 30 可決	9. 24 商工	9. 25 可決	9. 29 可決
142 / 105	不正競争防止法の一部を改正する法律案	〃 ※	4. 10	9. 10	9. 17 可決	9. 18 可決	7. 30 商工	9. 8 可決	9. 10 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
17	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	商工委員長 古賀正浩君 (10.10. 9)	10.10. 9	10.10.13	10.10. 9 (予備)	10.10.13	10.10.14			10.10.13 可決